酪農家の皆様へ

令和９年度生乳委託に係る申出の期限を設定しました。

令和9年度に向けた期限：令和8年9月30日
本期限の対象となる申出：令和9年度生乳委託計画において令和8年度の計画よりも3，000t以上多い生乳の出荷を希望する申出

■畜産経営の安定に関する法律（畜安法）施行規則第１９条では、指定事業者が生産者からの生乳委託に係る申出を拒める正当な理由として、「生乳の取引の安定を図る観点から第１号対象事業を行うための準備に要する期間を勘案して定めた申出の期限を経過後に申出」されたケースが規定されています。

■指定事業者である九州生乳販連としては、生乳販売に影響を及ぼすほどの増量については、乳業メーカーとの取引交渉を行ううえで早期に情報の把握を行うことが望ましいとの考え方から、令和９年度生乳委託に係る申出の期限を設定しました。

■令和９年度生乳委託計画において令和８年度の計画よりも３，０００ｔ以上多い生乳の出荷を希望する場合は　令和８年９月３０日までに生乳委託計画のご提出をお願いします。

■**本期限の対象となる申出が期限を過ぎていた場合は生乳委託に係る申出をお断りします。**

九州生乳販売農業協同組合連合会

畜安法施行規則第１９条ってなに？

畜産経営の安定に関する法律（畜安法）施行規則第１９条では、指定事業者が生産者からの生乳委託に係る申出を拒める正当な理由として、以下のような事項が定められています。

- 季節的な変動要因を超えた増減
- 短期間の取引（年末年始のみ等）
- 生乳の取引の安定を図る観点から第１号対象事業を行うための準備に要する期間を勘案して定めた申出の期限を経過後に申出
- 特定の用途への生乳販売（特定の用途・乳業への販売を条件とする場合等）
- 生乳の品質が基準に不適合
- 合意なく約定の数量から大幅に増減
- 偽りその他不正の行為又は法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの、等

生乳委託計画ってなに？

次年度における毎月の生乳生産量、委託生乳量、委託割合及びそれぞれの日量等を記載した計画のことで、様式は以下のとおり（例）です。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
生乳生産量(kg)　①													
日量(kg/日)　②													
委託生乳量(kg)　③													
日量(kg/日)　④													
委託割合(%)　③÷①													
委託割合(日量)(%)　④÷②													
差(kg)　①－③													
集乳頻度 (毎日:毎、隔日:隔)	毎・隔	毎・隔	毎・隔	毎・隔	毎・隔	毎・隔	毎・隔	毎・隔	毎・隔	毎・隔	毎・隔	毎・隔	